



J R 九州労組

春闘情報

2018 年
2月 27日
No. 7

九州旅客鉄道労働組合
業 務 部
発行責任者 中原 博徳
編集責任者 宮路 享

第3回団体交渉

賃金改善

諸制度

福利厚生

従来と変わらぬ主張に終始

中央本部は、昨日 9 時 30 分より、第 3 回団体交渉に臨み「2018 年度新賃金等の要求（申第 11 号）」のうち、賃金改善要求 31 項目、諸制度関係要求 22 項目、福利厚生関係要求 15 項目について協議した。交渉では現場で懸命に汗を流しながら、日々の安全・安定輸送をはじめ、サービスの維持・向上に努めている組合員の切実な想いを強く訴えたが、会社は、すべての項目において「現行どおりとしたい」「新設する考えはない」と従来と変わらぬ回答・主張を繰り返しており、2018 春闘交渉は例年以上に難航。交渉は暗礁に乗り上げている。

交渉では、多くの賃金改善要求に対し、特に改善を求める声の大きい 55 歳以降の基本給支給率の撤廃や嘱託再雇用社員等、高年齢者の労働条件の改善について、同一価値労働・同一賃金等の観点からも強く求めたが、会社側は「昨年 4 月より、55 歳及び 57 歳での 2 段階の賃金の減額を、経過措置を設けながら、1 段階にする見直しを行っており、これ以上の見直しは所要に大きく係るため、見直す考えはない。また、嘱託再雇用社員の労働条件についても、他社と比較しても遜色はなく、現時点見直す考えはない」とし、組合側の主張と真っ向から対立した。

また、乗務員手当や交代制勤務手当をはじめとする特殊勤務手当等の増額や、時間外割増率の増額、系統間の格差是正の観点から、各種手当の増額や新設等（パートナー社員に対する交代制勤務手当・手術手当・指令長手当等・技能手当の支給対象の拡大）を求めたが、会社側は「各種手当については、平成 19 年に導入した『新人事・賃金制度』において、勤務の特殊性等を勘案して見直しを行っており、J R 他社と比較しても遜色はなく、増額及び新設する考えはない」と従来の主張を繰り返した。

諸制度関係等の改善要求では、嘱託再雇用社員に対する慰労金の増額及び在職期間に応じた支払いをはじめ、時短・休日増の実施を強く訴えたものの「嘱託再雇用社員に対する慰労金は、5 年間継続して勤め上げた方への慰労としての支給であり、支払額についても少ないとの認識はなく、時短や休日増については、要員に直結するものであり、困難である」との認識を示した。

また、昇格資格試験合格者に対し、昇格試験合格以降、昇級するまでの間は、仕事給昇給における等級在級年数の据え置くことや、等級在級年数の区分の見直しに対して、会社側は

「昇進は、資格試験合格者の中から、社員としての自覚、勤労意欲、執務態度、知識、技能、適格性や協調性等の人事考課に基づき、公正に判断しており、現行の制度に問題はない」と従来の主張を繰り返しており「頑張った人が報われるとした人事・賃金制度に相反する制度では、組合員のモチベーションの維持・向上は保つことはできない」と、制度の見直しを求める組合側との主張は平行線を辿っている。

出産や育児を対象にした各種制度の見直しについては、妊娠による健康診査等のための休暇（診査休暇）の有給化をはじめ、深夜帯勤務の免除の延長を求めたものの「無給休暇を有給休暇としても、取得率が向上するものではなく、一定の制限が必要である。深夜帯勤務の免除の延長についても、会社全体へ影響を与える規模となった場合は、検討の余地はあるが、様々な面から見て、一定の制限を設けており、現行の制度で十分であると考え」とし、現時点、見直す考えはないとの回答に終始した。

福利厚生関係の見直しについては、改善を求める声の大きい「モニター制度」の見直しについて、「モニターによる九州新幹線等を利用した通勤の認定要件から『転勤の発令に伴い』の文言の削除と、特急列車を利用したモニター通勤の支給適用条件の緩和及び、通勤時間が短縮される場合には、最寄り駅を乗り越しての利用」を強く求めるとともに、特に、結婚を機に住居を変更し、遠方からの通勤となる組合員に対する制度適用緩和を強く訴えたが、会社側は「モニター制度は、あくまで新幹線等の利用実態調査のもと設定しているものであり、社員の通勤の利便性を図ることが制度の目的ではなく、見直す考えはない」との回答に終始した。

また、パートナー社員及び嘱託再雇用社員に対する住宅援助金の給付対象拡大や、社宅・寮への入居対象者の拡大、社宅・寮の改築等をはじめとする女性寮の新設についても、この間の協議経過を踏まえ、改善を強く求めてきたが「パートナー社員は通勤エリア内での採用を前提としており、要求にはそぐわない。また、嘱託再雇用社員においても、持家の推進を図っているなかで、退職までに社宅を退出する前提で制度設計を行っているが、転勤時に寮に入居することは可能であり、入居対象を拡大する考えはない」との考えを示した。

社宅・寮の改築や女性寮の新設については、この間も社宅・寮のリニューアル等を行うなかで、女性寮の新設も拡大してきていることに一定の評価はしつつも、地方エリアにおける社宅の老朽化や、すべてのエリアにおいて、女性寮の新設が進んでいない実態を指摘し、早急な改善を求めたが「老朽化した社宅及び女性寮については、順次リニューアルや新築を行ってきており、今後も必要性を見極めながら実施していく考えである」として、具体的な箇所等については明言を避けた。

中央本部は引き続き、組合員の負託に応えるために、具体的な改善内容を引き出せるよう、今後も団体交渉を強化していく。

希望の明日へ 想いは届け 2018春闘勝利